

## 地域相談支援マニュアル《別冊》

# 地域移行支援・地域定着支援 報酬の算定要件等について

令和3年度障害福祉サービス等報酬改訂を受けて改訂した『地域相談支援給付費の申請及び支給について』マニュアルの別冊として、この『地域移行支援・地域定着支援報酬の算定要件等について』をあわせて作成しました。

マニュアルでは読み取れない内容も、以下の告示や通知等から引用し整理しています。

### ＜引用＞

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準【報酬告示】
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について【留意事項通知】
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準【厚生労働大臣が定める基準】
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準【基準省令】
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域
- ・平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1
- ・令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1
- ・令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.3

札幌市保健福祉局 障かい福祉課  
協力/さっぽろ地域づくりネットワーク ワン・オール

令和4年5月



# 目次

地域移行支援サービス費（基本報酬）の算定について	4
地域定着支援サービス費（基本報酬）の算定について①	6
地域定着支援サービス費（基本報酬）の算定について②	8
加算の算定について① 初回加算 (地域移行支援)	9
加算の算定について② 集中支援加算 (地域移行支援)	10
加算の算定について③ 退院・退所月加算 (地域移行支援)	11
加算の算定について④ 障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅰ）・（Ⅱ） (地域移行支援)	12
加算の算定について⑤ 体験宿泊加算（Ⅰ）・（Ⅱ） (地域移行支援)	13
加算の算定について⑥ 日常生活支援情報提供加算 (地域定着支援)	15
加算の算定について⑦ ピアサポート体制加算 (地域移行支援・地域定着支援)	16
加算の算定について⑧ 居住支援連携体制加算 (地域移行支援・地域定着支援)	19
加算の算定について⑨ 地域居住支援体制強化推進加算 (地域移行支援・地域定着支援)	20

## 地域移行支援サービス（基本報酬）の算定について

単位数	地域移行支援サービス費（Ⅰ） 3,504単位	※（Ⅰ）～（Ⅲ）の何れか 地域移行支援サービス費（Ⅱ） 3,062単位	※（Ⅰ）～（Ⅲ）の何れか 地域移行支援事業所の従業者 3,349単位	特別 地域加算
ア 指定地域移行支援事業所の従業者 うち、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又は「精神障害者」（平成26年3月31日付け発0331第五号厚生労働社会・接護局障害保健福祉部長通知）別添2の3の（2）のイに規定する精神障害者（当該研修の修了の旨の証明書の交付を行った者）から当該研修の修了した者（当該研修の課程を修了した者）であることを確認した上で配置してあること。	アうち、社会福祉士の資格を有する者又は「精神障害者」（平成26年3月31日付け発0331第五号厚生労働社会・接護局障害保健福祉部長通知）別添2の3の（2）のイに規定する精神障害者（当該研修の修了の旨の証明書の交付を行った者）から当該研修の修了した者（当該研修の課程を修了した者）であることを確認した上で配置してあること。	「対象施設」について ・精神科病院は、精神科病院以外の病院で精神科室が設けられているもの を含む。 ・障害者支援施設等は、障害者支援施設施設若しくは療養介護。 ・救護施設等は、救護施設若しくは更生施設。 ・刑事施設等は、刑事収容施設、刑事施設、少年院、更生保護施設、保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは委託を受けた者が当該委託に係る救護若しくは更生緊急保護として利用される宿泊施設。	「対象施設」について ・精神科病院は、精神科病院以外の病院で精神科室が設けられているもの を含む。 ・障害者支援施設等は、障害者支援施設施設若しくは療養介護。 ・救護施設等は、救護施設若しくは更生施設。 ・刑事施設等は、刑事収容施設、刑事施設、少年院、更生保護施設、保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは委託を受けた者が当該委託に係る救護若しくは更生緊急保護として利用される宿泊施設。	*【特別地域 加算】参照

	離島振興法第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域 奄美群島 豪雪地帯に係る公共的施設の整備により指定された振興山村 山村振興法第七条第一項の規定により指定された振興山村 小笠原諸島 半島振興開発法第二条第一項に規定された半島振興対策実施地域 特定農山村地 過疎地 沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島 ※ 特別地域加算を算定する利用者に対して、指定地域相談支援基準に規定する通常の事業の実施地域を超えてサービス提供した場合、交通費の支払いを受けることはできない。
四五六七八九〇 【特別地域加算】 厚生労働大臣が 定める地域は、 次の各号のいずれかに該当する 地域とする。	指定地域移行支援を提供した際は、当該指定地域移行支援の提供日、内容その他の必要な事項を、当該指定地域移行支援の提供の都度記録しなければならない。 記録に際しては、地域相談支援給付決定障害者から指定地域移行支援を提供したことについて確認を受けなければならない。
サービス提供の 記録	

地域定着支援サービス費（基本報酬）の算定について①

報酬の算定期間		※緊急時支援費は算定期間を満たしていることを前提に、(I)と(II)の何れか		特別地域加算
単位数 (※自立生活援助 との併給不可)	体制確保費 306単位/月	基本報酬 緊急時支援費(I) 712単位/日 +50単位	緊急時支援費(II) 95単位/日	+15/100
利用者の心身の状況及び障害の特性等 に応じ適切な方法により、当該利用者又 はその家族との常時の連絡体制の確保等 を行った場合。	運営規程において、市町村により地域 生活支援拠点等として位置付けられていることを定めること	利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応により申し合わ は、あらかじめ利用者又はその家族等との話し合いをさせておくこと。	緊急時に支援が必要な事態が生じた場 合において、利用者又はその家族等から の要請に基づき、速やかに利用者によ る居宅等への訪問又は一時的な滞在によ る支援を行った場合。	別に厚生労働大臣が定める地域に居住している者に、利用者に対する支援を行つた場合に、支給する特別地域加算
報酬の算定期間	以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しない ① 地域定着支援台帳の作成に係るアセスメントに当たっての利用者との面接等 ② 適宜の利用者の居宅への訪問等による状況把握	※【特別地域 加算】参照		
記録について ※体制確保費については 地域定着支援台帳について	利用者の心身の状況、その置かれてい る環境、緊急時ににおいて必要となる当該 利用者の家族等及び当該利用者が利用す る指定障害福祉サービス事業者等、医療 機関その他の機関の連絡先その他定着 支援台帳を作成しなければならない	要請のあった時間、要請の内容、当該支援の提供時刻及び緊急 時支援費の算定期間である旨等を記録 する。記録に際しては、地域相談支援機関から指定地		

一 離島振興法第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域 奄美群島 豪雪地帯	二 辺地に係る公共的施設の総合整備により指定された特定豪雪地帯 山村振興法第七条第一項の規定により指定された山村振興対策実施地域 小笠原諸島	三 山村振興法第二条第一項の規定により指定された山村振興対策実施地域 半島振興法第三条第一項の規定による農林業等の活性化のための基盤整備の促進による過疎地島 特定農山村地立促進特法第三号に規定する離島	四 辺地に係る公共的施設の総合整備により指定された特定豪雪地帯 山村振興法第七条第一項の規定により指定された山村振興対策実施地域 小笠原諸島	五 半島振興法第三条第一項の規定による農林業等の活性化のための基盤整備の促進による過疎地島 特定農山村地立促進特法第三号に規定する離島	六 沖縄振興特法第三号に規定する利用者に対して、指定地域相談支援基準に規定する通常の事業の実施地域を超えてサービス提供 した場合、交通費の支払いを受けることはできない。
【特別地域加算】 厚生労働大臣が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。 一～三四五六七八九〇※					

地域定着支援サービス費（基本報酬）の算定について②

平成30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A

VOL.1 問94

緊急時支援費（Ⅱ）については、深夜の電話による相談対応を行った場合に算定されるが、深夜の時間帯であれば、相談の方法や内容は問わないか。

（答）

緊急時支援費（Ⅱ）については、電話により直接本人又は家族等に対して緊急的な支援が必要な相談対応を行った場合に限ることとし、予定確認等の電話連絡は算定の対象とはならない。また、原則、メールによる対応については対象としない。

なお、深夜に電話による相談対応を行った場合であっても、その後利用者の居宅等へ出向いて支援を行った場合は、当該日については緊急時支援費（Ⅰ）のみを算定することとなり、緊急時支援費（Ⅱ）との併給はできないことに留意すること。

加算の算定について①

加算	初回加算
単位数	500単位
地域移行支援	
地域定着支援	
加算の算定要件	<p>サービスの利用開始月において算定。</p> <p>初回加算を算定した後、引き続き当該病院や施設等に入院、入所等している間に地域移行支援の給付決定が更新された場合や他の病院や施設等に転院、転所等して引き続き地域移行支援を利用する場合は、再度初回加算を算定することはできず、また、初回加算を算定した後に病院や施設等を退院、退所等し、その後、再度病院や施設等に入院、入所等する場合は、当該退院、退所等した日から再度入院、入所等した日までの間が3月間以上経過している場合に限り再度初回加算を算定できる。ただし、指定地域移行支援事業者が変更となる場合はこの限りでない。</p>
算定回数	
基本報酬を算定しない 加算のみの算定	不可 (加算の算定要件に該当する場合の、基本報酬算定時のみ)
他の加算との併給不可	
※同一の支援業務においては、複数の加算を算定することはできない	
記録(作成)	
備考	

加算の算定について②

加算	集中支援加算
単位数	地域移行支援 500単位
	地域定着支援
加算の算定要件	利用者との対面による支援を1ヵ月に6日以上実施した場合に算定。
算定回数	
基本報酬を算定しない 加算のみの算定	不可 (加算の算定要件に該当する場合の、基本報酬算定時のみ)
他の加算との併給不可  ※同一の支援業務においては、複数の加算を算定することはできない	・退院・退所月加算
記録（作成）	
備考	

加算の算定について③

加算		退院・退所月加算	
単位数	地域移行支援	2,700単位	+500単位
加算の算定要件	<p>退院・退所する月において算定。</p> <p>利用者との対面による支援を少なくとも2日以上行うこと等が算定に当たっての要件となることに留意。</p> <p>また、退院、退所等をする日が翌月の初日等の場合においては、退院、退所等をする月の前月において支援が行われることとなるため、当該場合であって退院、退所等をすることが確実に見込まれる場合については、退院、退所等をする月の前月において算定できる。</p> <p>この場合において、結果として翌月に当該者が退院、退所等をしなかったときは、当該加算額を返還させる。</p> <p>なお、その後の支援の結果、当該者が退院、退所等をした場合は、退院・退所月加算を算定して差し支えない。</p> <p>退院・退所月加算については、次の(一)から(三)までのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。</p> <p>(一) 退院、退所等をして病院又は診療所へ入院する場合</p> <p>(二) 退院、退所等をして他の社会福祉施設等へ入所する場合</p> <p>(三) 死亡による退院、退所等の場合</p>		
算定回数			
基本報酬を算定しない 加算のみの算定	<p>不可</p> <p>(加算の算定要件に該当する場合の、基本報酬算定時のみ)</p>		
他の加算との併給不可	<p>※同一の支援業務においては、複数の加算を算定することはできない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 集中支援加算</li> </ul>		
記録（作成）			
備考			

加算の算定について④

加算		障害福祉サービスの体験利用加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	
単位数	地域移行支援	(Ⅰ) 500単位/日 (Ⅱ) 250単位/日	+50単位
加算の算定要件		<p>障害福祉サービスの利用を希望している者に対し、地域において障害福祉サービスを利用するに当たっての課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合に、利用日数に応じ、算定できるものであること。</p> <p>また、利用者に対して、委託先の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービスの体験的な利用に係る一定の支援がなされる場合に、算定できるものであること。</p>	<p>市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを都道府県知事（指定都市又は中核市においては、指定都市又は中核市の市長。）に届け出た指定地域移行支援事業所の場合、さらに1日につき50単位を加算するものとする。</p>
算定回数		<p>障害福祉サービスの体験利用加算については、15日を限度として算定できるものであること。なお、当該者に対する地域移行支援の給付決定が更新された場合においては、当該更新後から再度15日を限度として算定できることに留意すること。</p> <p>(Ⅰ)については、体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して5日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>(Ⅱ)については、6日以上15日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。</p>	
基本報酬を算定しない 加算のみの算定		不可 (加算の算定要件に該当する場合の、基本報酬算定時のみ)	
他の加算との併給不可	※同一の支援業務においては、複数の加算を算定することはできない		
記録（作成）			
備考			「地域生活支援拠点として位置づけられている」とは、運営規定において、市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられていることを定めていること。

平成30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A

VOL.1 問13

地域生活支援拠点等相談強化加算（計画相談）、体験利用支援加算（地域移行）、体験利用加算（各日中活動サービス）、体験宿泊支援加算（施設入所）、地域体制強化共同支援加算（計画相談）については、運営規程に地域生活支援拠点等に位置付けられていることが要件になっているが、実際に事業所が地域生活支援拠点等に位置付けられているか否かをどのように確認すればよいか。  
(答)

地域生活支援拠点等は、市町村又は障害保健福祉圏域で整備することになるため、事業所が地域生活支援拠点等に位置付けられているか否かは、事業所の所在する市町村等に確認されたい。

なお、都道府県においては、平時から市町村と連携し、各市町村内で地域生活支援拠点等に位置付けられている事業所等を把握しておくことが望ましい。

加算の算定について⑤

加算		体験宿泊加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	
単位数	地域移行支援	(Ⅰ) 300単位 (Ⅱ) 700単位	+50単位
	地域定着支援		
加算の算定要件		<p>単身での生活を希望している者に対し、単身での生活に向けた課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、体験的な宿泊支援を行った場合に算定できるものであること。</p> <p>なお、家族等との同居を希望している者に対しては、当該支援を行うことが有効であると認められる場合には、算定して差し支えない。ただし、家族等が生活する場所において体験的に宿泊を行う場合を除く。</p> <p>また、体験的な宿泊支援については、指定障害福祉サービス事業者に委託できるが、当該委託による場合であっても、指定地域移行支援事業者が、委託先の指定障害福祉サービス事業者と緊急時の対応等のための常時の連絡体制を確保して行うこと。</p> <p>体験宿泊加算(Ⅰ)については、利用者が、地域相談支援基準第23条第1項に規定する要件を満たす場所（以下「体験宿泊場所」という。）において、地域での居宅生活を体験するための宿泊によらない一時的な滞在に係る支援を行う場合についても算定して差し支えない。</p> <p>体験宿泊加算(Ⅱ)については、体験的な宿泊支援を利用する者の状況に応じて、夜間及び深夜の時間帯を通じて見守り等の支援が必要な場合であって、当該体験宿泊場所に夜間支援従事者を配置又は少なくとも1晩につき複数回以上、当該体験宿泊場所への巡回による支援を行った場合に算定できるものであること。</p> <p>なお、夜間支援従事者は、別途、指定居宅介護事業者等に夜間における支援のみを委託する場合であっても差し支えない。</p> <p>夜間支援従事者は、利用者の状況に応じて見守り等の支援を行うほか、指定地域移行支援事業者との密接な連携の下、緊急時の対応等を適切に行うこと。</p>	市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを都道府県知事（指定都市又は中核市においては、指定都市又は中核市の市長。）に届け出た指定地域移行支援事業所の場合、(Ⅰ)又は(Ⅱ)に定める単位数に、さらに1日につき50単位を加算するものとする。
算定回数		<p>(Ⅰ)については、地域相談支援給付決定障害者に対して、体験的な宿泊支援を提供した場合に、(Ⅰ)及び(Ⅱ)を合計して15日を限度として1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>(Ⅱ)については、地域相談支援給付決定障害者に対して、体験的な宿泊支援を提供し、かつ、当該地域相談支援給付決定障害者の心身の状況に応じ、当該地域相談支援給付決定障害者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合に、(Ⅰ)及び(Ⅱ)を合計して15日を限度として1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>体験宿泊加算の日数については、利用開始日及び終了日の両方を算定できることである。</p> <p>体験宿泊加算については、15日を限度として算定できることである。なお、当該者に対する地域移行支援の給付決定が更新された場合においては、当該更新後から再度15日を限度として算定できることに留意すること。</p>	

基本報酬を算定しない 加算のみの算定	不可 (加算の算定要件に該当する場合の、基本報酬算定時のみ)	
他の加算との併給不可 ※同一の支援業務においては、複数の加算を算定することはできない		
記録(作成)		
備考	<p>共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費に係る体験的な入居については、共同生活援助に係る共同生活住居への入居を希望している者に対する体験的な利用であり、支援の目的が異なるものであるため、利用者に対して各制度の支援の目的を説明し、利用者の意向を確認すること。</p> <p>施設入所者の体験的な宿泊については、施設入所支援の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算の算定が可能なものであるが、体験的な宿泊支援の開始日及び終了日については、施設入所支援サービス費を併せて算定できるものであること。</p>	「地域生活拠点として位置づけられている」とは、運営規定において、市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられていることを定めていること。

#### 平成30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A

※ 障害福祉サービスの体験利用加算(Ⅰ)・(Ⅱ)のVol.1問13を参照

加算の算定について⑥

加算		日常生活支援情報提供加算
単位数	地域移行支援	
	地域定着支援	100単位
加算の算定要件		精神科病院等に通院する者について、当該利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合において、当該指定地域定着支援事業所の従業者が、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該精神科病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況、生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合。
算定回数		当該利用者一人につき1月に1回を限度
基本報酬を算定しない 加算のみの算定		
他の加算との併給不可  ※同一の支援業務においては、複数の加算を算定することはできない		
記録（作成）		情報提供を行った日時、提供先、内容、提供手段（面談、文書、FAX等）等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合には、提出しなければならない。
備考		<p>「利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合」とは、具体的には、服薬管理が不十分である場合や生活リズムが崩れいる場合等であること。</p> <p>「精神科病院等」とは、具体的には、精神科病院、病院若しくは診療所(精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を担当診療科名として届け出ているものに限る。)を指すものである。</p>

加算の算定について⑦

加算		ピアサポート体制加算
単位数	地域移行支援	100単位
	地域定着支援	100単位
加算の算定要件		<p>都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置する事業所であって、当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われている場合に算定することができる。</p> <p>ア 障害者又は障害者であったと都道府県知事（指定都市又は中核市においては、指定都市又は中核市の市長。）が認める者（以下「障害者等」という。）であって、指定地域移行支援従事者又は指定地域定着支援従事者として従事する者。</p> <p>イ 管理者、指定地域移行支援従事者又は指定地域定着支援従事者として従事する者。</p> <p>なお、上記の常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所（指定自立生活支援事業所、指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定計画相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所に限る。）の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で0.5以上になる場合を含むものとする。</p>
算定回数		
基本報酬を算定しない 加算のみの算定	不可 (加算の算定要件に該当する場合の、基本報酬算定時のみ)	
他の加算との併給不可  ※同一の支援業務においては、複数の加算を算定することはできない		
記録（作成）	<p>研修を修了した従業者を配置している旨を都道府県（指定都市又は中核市にあっては、指定都市又は中核市とする）へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。</p> <p>なお、ピアソーター等の本人の氏名の公表を求めるものではなく、加算の算定要件を満たすピアソーター等を配置している事業所である旨を公表することを求める趣旨であること。また、当該旨の公表に当たっては、あらかじめピアソーターである障害者等の本人に対し、公表の趣旨（※）を障害特性に配慮しつつ丁寧に説明を行った上で、同意を得ることが必要である。</p> <p>※ピアサポートによる支援を希望する者に対し、事業所の選択の重要な情報として知ってもらうために公表するものである。</p> <p>研修の要件</p> <p>「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記に定める障害者ピアサポート研修事業をいう。</p> <p>なお、令和6年3月31日までの間は以下の経過措置を認めるものとする。</p> <p>(ア) 都道府県（指定都市又は中核市にあっては、指定都市又は中核市とする）が上記研修に準ると認める研修を修了した障害者等を常勤換算方法で0.5以上配置する場合についても研修の要件を満たすものとする。</p> <p>(イ)管理者、指定地域移行支援従事者、指定地域定着支援従事者として従事する者の配置がない場合も算定できるものとする。</p>	

備考

この場合において、都道府県（指定都市又は中核市にあっては、指定都市又は中核市とする。）が上記研修に準ずると認める研修については、都道府県又は市町村が委託又は補助等により実施するピアサポーターの養成を目的とする研修のほか、民間団体が自主的な取組として実施するピアサポーターの養成を目的とする研修についても、研修の目的やカリキュラム等を確認の上で認めて差し支えないが、単なるピアサポーターに関する講演等については認められないこと。

また、研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。

障害者等の確認方法

当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、以下の書類又は方法により確認するものとする。

(ア) 身体障害者

身体障害者手帳

(イ) 知的障害者

① 療育手帳

② 療育手帳を有しない場合は、都道府県（指定都市又は中核市にあっては、指定都市又は中核市とする。）が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。

(ウ) 精神障害者

以下のいずれかの証書類により確認する（これらに限定されるものではない。）。

① 精神障害者保健福祉手帳

② 精神障害を事由とする公的年金を現に受けていること又は受けていることを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等）

③ 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている又は受けていることを証明する書類

④ 自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。）

⑤ 医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類ICD-10コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること）等

(エ) 難病等対象者

医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等

(オ) その他都道府県（指定都市又は中核市にあっては、指定都市又は中核市とする。）が認める書類又は確認方法

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

VOL.1問4

令和6年3月31日までの経過措置として「都道府県知事又は市町村長が認める研修」については、どのような研修が該当すると考えられるか。

(答)

「都道府県知事又は市町村長が認める研修」については、都道府県又は市町村が事業所から提出される体制届に添付される研修の実施要綱等により研修の目的やカリキュラム等を確認したうえで、都道府県又は市町村がピアソーターの養成を目的とした研修であると認める研修が該当する。

なお、研修の時間数の下限等については一律に定めるものではないが、単なるピアソーターに関する講演については認められないこと。

また、自治体や民間団体が実施するピアソーターの養成を目的とした研修の例は、以下を参照されたい。（対象として認められる研修は以下に限定されるものではなく、研修の実施要綱等により、研修の目的やカリキュラム等を確認の上、個別に判断すること。）

(参考1) 自治体が実施するピアソーターを養成することを目的とした研修の例

- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業において実施したピアソーター養成研修（都道府県、指定都市、中核市）

- ・精神障害者関係従事者養成研修事業における精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修において実施したピアソーター養成研修（都道府県）

(参考2) 厚生労働科学研究において実施したピアソーターを養成することを目的とした研修

- ・「障害者ピアサポートの専門性を高めるための研修に係る講師を担える人材の養成及び普及のための研究」において実施した講師・FT（ファリテーター）養成研修又はピアソーター養成研修

(参考4) 民間団体が実施するピアソーターを養成することを目的とした研修の例

- ・一般社団法人日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構が実施するピアソーター養成研修

- ・全国自立センター協議会が実施するピアカウンセリング講座（集中講座・長期講座等）等

VOL.1問5

令和6年3月31日までの経過措置として「都道府県知事又は市町村長が認める研修」を受講した障害者等についても、経過措置期間経過後に加算を算定するためには、地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修」における基礎研修及び専門研修を修了する必要があるか。

(答)

経過措置期間経過後に引き続き加算を算定するためには、経過措置期間中に地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修」における基礎研修及び専門研修を修了する必要がある。

VOL.1問6

ピアサポート体制加算の算定要件を満たすピアソーター等を配置している事業所である旨を公表することについて、ピアソーター等から同意が得られない場合の加算の算定の取扱如何。

(答)

ピアソーターの配置については、ピアサポートによる支援を希望する者に対して事業所選択の重要な情報として知ってもらうために公表することをピアサポート体制加算の算定要件としているものであるが、公表の趣旨を障がい特性に配慮しつつ丁寧に説明を行った上で、ピアソーターから同意が得られない場合においては、公表していない場合であっても、個々に利用者や利用申込者に対してピアソーターを配置している旨を説明することを前提とした上で算定することとして差し支えない。

VOL.1問7

ピアサポート体制加算について、当事者の障害種別と事業所が対象とする主たる障害種別が一致していない場合も算定することが可能か。

(答)

算定することが可能である。

VOL.3問1

「都道府県知事又は市町村長が認める研修」を修了した旨の確認について具体的にどのような書類により確認することが考えられるか。

(答)

研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとしているが、当該書類がない場合においては、研修の受講者名簿や研修を実施した団体が発行する受講証明書等により確認することが考えられる。

なお、研修の内容については、研修の実施要綱等により、その目的やカリキュラム等を確認することが必要である。

加算の算定について⑧

加算		居住支援連携体制加算
単位数	地域移行支援	35単位
	地域定着支援	35単位
加算の算定要件		住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会に対して、1月に1回以上、 <u>利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報</u> を <u>共有した場合</u> 。
算定回数		
基本報酬を算定しない 加算のみの算定		
他の加算との併給不可  ※同一の支援業務においては、複数の加算を算定することはできない		
記録（作成）		情報の共有を行った日時、場所、内容、共有手段（面談、テレビ電話装置等の使用等）等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合には、提出しなければならない。
備考		<p>「利用者の住宅の確保及び居住の支援に係る必要な情報」とは、具体的には、利用者の心身の状況（例えば、障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など）、生活環境（例えば、家族構成、生活歴など）、日常生活における本人の支援の有無やその具体的な状況及びサービスの利用状況、利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応等に関する情報であること。</p> <p>「情報の共有」については、原則、対面による情報共有のほか、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。また、テレビ電話装置等を使用する場合には、当該情報の共有に支障がないよう留意すること。</p> <p>当該加算を算定する場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携により利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保している旨を都道府県（指定都市又は中核市にあっては、指定都市又は中核市とする）へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。</p>

マニュアル第3の該当箇所  
P6の加算③地域居住支援体制強化推進加算／P8の地域居住支援体制強化推進加算  
加算の算定について⑨

加算		地域居住支援体制強化推進加算
単位数	地域移行支援	500単位
	地域定着支援	500単位
加算の算定要件		利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、 <u>居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）別表第一の八に規定する保健、医療及び福祉関係者による協議の場をいう。以下同じ。）に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合。</u>
算定回数		当該利用者1人につき1月に1回を限度
基本報酬を算定しない 加算のみの算定		
他の加算との併給不可  ※同一の支援業務においては、複数の加算を算定することはできない		
記録（作成）		「在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導」等の必要な支援を行った場合には、当該支援内容を記録するものとする。また、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し報告した日時、報告先、内容、報告方法（協議会等への出席及び資料提供、文書等）等について記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。 ※報酬告示では、「居宅における生活上必要な説明及び指導」と記載があり、留意事項通知では、「在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援」と記載がある。
備考		「説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題」は、協議会等への出席及び資料提供や文書等による方法で報告すること。  「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）別表第一の八」は、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築。